

## 平成30年度 随意契約結果&lt;市民部&gt;

(平成31年3月31日現在)

番号	担当課	契約の相手方 (住所、会社名、代表者)	契約の名称（工事・ 業務名等）及び番号	種 別	概要 (工事・業務等概要)	工期又は履行等期限	契約金額	予定価格	随意契約とした理由及び 契約の相手方の選定理由
1	市民課	大阪市西区土佐堀2-2-17 富士ゼロックスシステムサービ ス株式会社営業本部 公共シス テム営業事業部 関西支店 支店長 足立 孝之	戸籍総合システム・ブック レス保守サービス業務委託 契約	役務	戸籍総合システムに係る ハードウェア、ソフトウェ アの保守サービス・助言等	平成30年4月1日 ～ 平成31年3月31日	1,725,192	1,755,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定による随意 契約。契約の相手方は、当市の戸籍電算システムに精通してお り、当該業務を適正かつ迅速に実施できる業者は他になく競争入 札に適しないため。
2	市民課	大阪市西区土佐堀2-2-17 富士ゼロックスシステムサービ ス株式会社営業本部 公共シス テム営業事業部 関西支店 支店長 足立 孝之	ソフトウェア使用許諾契約 書	役務	戸籍総合システム・ブック レス基準書内・外ソフト ウェアの使用権許諾	平成30年4月1日 ～ 平成31年3月31日	2,436,480	2,592,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定による随意 契約。契約の相手方は、当市の戸籍電算システムに精通してお り、当該業務を適正かつ迅速に実施できる業者は他になく競争入 札に適しないため。
3	市民課	京都市上京区千本通元誓願寺上 る南辻町369番地の3 株式会社ケーケーシー情報シス テム 代表取締役社長 松下直弘	住民基本台帳ネットワーク 関連作業業務委託契約	役務	住民基本台帳ネットワー クに係る関連作業	平成30年4月1日 ～ 平成31年3月31日	529,200	529,200	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定による随意 契約。契約の相手方は、住民基本台帳ネットワークシステム構築 事業者であり、当市の基幹系業務システムの構築を行った業者で もあることから、当システムに精通しており、当該業務を適正か つ迅速に実施できる業者は他になく競争入札に適しないため。
4	市民課	京都市上京区千本通元誓願寺上 る南辻町369番地の3 株式会社ケーケーシー情報シス テム 代表取締役社長 松下直弘	住民基本台帳ネットワーク 機器保守業務委託契約	役務	住民基本台帳ネットワー クに係る機器保守業務	平成30年4月1日 ～ 平成31年3月31日	630,630	685,584	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定による随意 契約。契約の相手方は、住民基本台帳ネットワークシステム構築 事業者であり、当市の基幹系業務システムの構築を行った業者で もあることから、当システムに精通しており、当該業務を適正か つ迅速に実施できる業者は他になく競争入札に適しないため。
5	市民課	京都市上京区千本通元誓願寺上 る南辻町369番地の3 株式会社ケーケーシー情報シス テム 代表取締役社長 松下直弘	住民基本台帳ネットワーク GW/FW保守業務委託契 約	役務	住民基本台帳ネットワー クGW/FWに係る保守業務	平成30年4月1日 ～ 平成31年3月31日	916,920	916,920	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定による随意 契約。契約の相手方は、住民基本台帳ネットワークシステム構築 事業者であり、当市の基幹系業務システムの構築を行った業者で もあることから、当システムに精通しており、当該業務を適正か つ迅速に実施できる業者は他になく競争入札に適しないため。
6	市民課	京都市上京区千本通元誓願寺上 る南辻町369番地の3 株式会社ケーケーシー情報シス テム 代表取締役社長 松下直弘	コンビニ交付に関する保守 業務委託契約	役務	コンビニ交付に係る保守業 務	平成30年4月1日 ～ 平成31年3月31日	2,916,000	2,954,880	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定による随意 契約。契約の相手方は、コンビニ交付システム構築事業者であ り、当システムに精通しており、当該業務を適正かつ迅速に実施 できる業者は他になく競争入札に適しないため。
7	市民課	東京都千代田区一番町25番地 地方公共団体情報システム機構 理事長 吉本 和彦	木津川市証明書等交付事務 委託契約	役務	木津川市における証明書等 交付事務	平成30年4月1日 ～ 平成31年3月31日	1通当たり 115円	1通当たり 115円	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定による随意 契約。契約の相手方は、証明書等自動交付事務に精通しており、 全国の自動交付事務を行う機構であり当業務を行う業者は他に なく競争入札に適しないため。
8	市民課	東京都千代田区一番町25番地 地方公共団体情報システム機構 理事長 吉本 和彦	木津川市証明書等自動交付 事務の運営管理に係る協定 書	役務	木津川市における証明書等 自動交付事務の運営管理	平成30年4月1日 ～ 平成31年3月31日	負担金 2,700,000円	負担金 2,700,000円	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定による随意 契約。契約の相手方は、証明書等自動交付事務に精通しており、 全国の自動交付事務を行う機構であり当業務を行う業者は他に なく競争入札に適しないため。
9	市民課	京都市下京区四条通麩屋町西入 立売東町1 富士通コワーコ株式会社 関西支店京都オフィス 支店長 萩原 和夫	印鑑登録証	物品購入	印鑑登録証（5,000 枚）	平成30年5月7日	270,000	270,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定による随意 契約。契約の相手方は、登録番号のエンボス加工及び磁気スト ライプ部分への書き込みが必要となり、登録番号や登録番号のエン コード内容を把握しているため。また、イラスト入り版を所有し ているため、他より安価で購入できるため。

## 平成30年度 随意契約結果&lt;市民部&gt;

(平成31年3月31日現在)

番号	担当課	契約の相手方 (住所、会社名、代表者)	契約の名称(工事・ 業務名等)及び番号	種 別	概要 (工事・業務等概要)	工期又は履行等期限	契約金額	予定価格	随意契約とした理由及び 契約の相手方の選定理由
10	市民課	市町村基幹業務支援システム開発共同企業体 代表企業 京都市上京区千本通元誓願寺上る南辻町369番地の3 株式会社ケーケーシー情報システム 代表取締役社長 松下直弘	平成30年度マイナンバーカード等の記載事項の充実に係る市町村基幹業務支援システム(住民記録システム)改修業務委託	役務	平成30年度マイナンバーカード等の記載事項の充実に係る市町村基幹業務支援システム(住民記録システム)改修作業	平成30年12月25日 ～ 平成31年3月20日	119,880	119,800	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定による随意契約。 当該システムは市町村基幹業務システム開発共同体が開発元であり、京都府自治体情報化推進協議会より提供を受けています。契約の相手方は、当システムに精通しており、当該業務を適正かつ迅速に実施できる業者は他になく競争入札に適しないため。
11	市民課	京都市上京区千本通元誓願寺上る南辻町369番地の3 株式会社ケーケーシー情報システム 代表取締役社長 松下直弘	住民基本台帳ネットワーク機器更新作業委託	役務	住民基本台帳ネットワークシステム機器更新作業	平成31年2月13日 ～ 平成31年3月29日	2,332,800	2,332,800	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定による随意契約。 住民基本台帳ネットワークシステムは、住基系システムと密接不可分のシステムであり、他社が構築した場合、故障時の責任の所在や障害発生時の迅速な対応に支障をきたす恐れがあるため。
12	市民課	京都市上京区千本通元誓願寺上る南辻町369番地の3 株式会社ケーケーシー情報システム 代表取締役社長 松下直弘	住民基本台帳ネットワークシステム機器購入	物品購入	住民基本台帳ネットワークシステム機器一式購入	平成31年2月13日	6,415,200	6,962,004	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定による随意契約。 契約の相手方は、住民基本台帳ネットワークシステム構築事業者であり、当市の基幹系業務システムの構築を行った業者でもあることから、当システムに精通しており、当該業務を適正かつ迅速に実施できる業者は他になく競争入札に適しないため。
13	市民課	京都市上京区千本通元誓願寺上る南辻町369番地の3 株式会社ケーケーシー情報システム 代表取締役社長 松下直弘	マイナンバーカード等の記載事項の充実に係る住民基本台帳ネットワーク対応業務委託契約	役務	マイナンバーカード等の記載事項の充実に係る住民基本台帳ネットワーク対応業務	平成31年3月12日 ～ 平成31年3月29日	1,242,000	1,242,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定による随意契約。契約の相手方は、住民基本台帳ネットワークシステム構築事業者であり、当市の基幹系業務システムの構築を行った業者でもあることから、当システムに精通しており、故障や障害発生時の当該業務を適正かつ迅速に実施できる業者は他になく競争入札に適しないため。
14	市民課	京都市上京区千本通元誓願寺上る南辻町369番地の3 株式会社ケーケーシー情報システム 代表取締役社長 松下直弘	マイナンバーカード等の記載事項の充実に係る証明書コンビニ交付システム対応業務委託契約	役務	マイナンバーカード等の記載事項の充実に係る証明書コンビニ交付システム対応業務	平成31年3月12日 ～ 平成31年3月29日	3,218,400	3,218,400	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定による随意契約。契約の相手方は、住民基本台帳ネットワークシステム構築事業者であり、当市の基幹系業務システムの構築を行った業者でもあることから、当システムに精通しており、故障や障害発生時の当該業務を適正かつ迅速に実施できる業者は他になく競争入札に適しないため。
15	国保年金課	京都市上京区千本通元誓願寺上る南辻町369番地の3 株式会社ケーケーシー情報システム 代表取締役社長 松下直弘	コクホラインシステム保守業務委託	役務	コクホラインシステム保守業務	平成30年4月1日 ～ 平成31年3月31日	216,000	216,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定による随意契約。既存システム導入及び保守業者でシステムの構成、条件等を熟知していることから、業務を円滑かつ効率的に実施できると判断し契約した。
16	国保年金課	京都市下京区東洞院通五条上ル深草町586番地1 AD・COM BLDG 3階東 株式会社SYオフィス 代表取締役 米田正弘	平成30年度木津川市国民健康保険診療報酬明細書点検等業務委託	役務	国民健康保険の診療報酬明細書(レセプト)の抽出及び資格等の点検業務	平成30年4月20日 ～ 平成31年3月29日	732,240	923,400	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定による随意契約。 本業務については、専門知識及び相当の経験を必要とするため、業務実績のある業者と契約した。
17	国保年金課	京都市上京区千本通元誓願寺上る南辻町369番地の3 株式会社ケーケーシー情報システム 代表取締役社長 松下直弘	平成30年度国保人間ドック案内文書等印刷発送業務委託	役務	国保人間ドック案内文書等印刷発送業務	平成30年4月3日 ～ 平成30年4月13日	969,138	975,618	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定による随意契約。 基幹業務システムを使用した一連の業務委託であるため、当該保守業者と契約した。
18	国保年金課	木津川市木津町八ヶ坪4 西本印刷株式会社 代表取締役 西本晴彦	平成30年度窓あき封筒印刷業務	役務	通知等用窓あき封筒印刷業務	平成30年5月9日 ～ 平成30年6月18日	203,796	275,400	地方自治法施行令第167条の2第1項第1号の規定による随意契約。 市の印刷業務の登録業者より見積徴取し、予定価格の範囲内で最も安価な者と契約した。

## 平成30年度 随意契約結果&lt;市民部&gt;

(平成31年3月31日現在)

番号	担当課	契約の相手方 (住所、会社名、代表者)	契約の名称(工事・ 業務名等)及び番号	種 別	概要 (工事・業務等概要)	工期又は履行等期限	契約金額	予定価格	随意契約とした理由及び 契約の相手方の選定理由
19	国保年金課	京都市上京区千本通元誓願寺上 る南辻町369番地の3 株式会社ケーケーシー情報シス テム 代表取締役社長 松下 直弘	平成30年度後期高齢者人間 ドック案内文書等印刷発送 業務委託	役務	後期高齢者人間ドック案内 文書等印刷発送業務	平成30年4月3日 ～ 平成30年4月13日	690,228	712,648	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定による随意 契約。 基幹業務システムを使用した一連の業務委託であるため、当該保 守業者と契約した。
20	国保年金課	京都市下京区烏丸通四条下ル水 銀屋町620番地 COCON烏丸 内 京都府国民健康保険団体連合会 理事長 多々見良三	平成30年度後発医薬品差額 通知書等作成に係る業務委 託	役務	後発医薬品(ジェネリック 医薬品)差額通知書等作成 に係る業務及びデータ分析 と削減効果分析業務	平成30年4月1日 ～ 平成31年3月31日	単価契約	3,872,448	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定による随意契 約。 本業務については、レセプトデータを管理する国保連合会と契約 した。
21	国保年金課	京都市上京区千本通元誓願寺上 る南辻町369番地の3 株式会社ケーケーシー情報シス テム 代表取締役社長 松下 直弘	平成30年度抜取作業業務委託	役務	各種作成発送委託業務に伴 う封入封緘作業後の指定封 筒分の抜取作業	平成30年4月2日 ～ 平成31年3月29日	単価契約	372,600	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定による随意 契約。 基幹業務システムを使用した一連の業務委託であるため、当該保 守業者と契約した。
22	国保年金課	京都市上京区千本通元誓願寺上 る南辻町369番地の3 株式会社ケーケーシー情報シス テム 代表取締役社長 松下 直弘	平成30年度国民健康保険納 税通知書等印刷発送業務委 託	役務	国民健康保険納税通知書等 印刷発送業務	平成30年5月1日 ～ 平成30年6月11日	2,364,714	2,454,354	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定による随意 契約。 基幹業務システムを使用した一連の業務委託であるため、当該保 守業者と契約した。
23	国保年金課	京都市上京区千本通元誓願寺上 る南辻町369番地の3 株式会社ケーケーシー情報シス テム 代表取締役社長 松下 直弘	平成30年度特定健康診査受 診券等印刷発送業務委託	役務	特定健康診査受診券等の印 刷発送業務	平成30年5月8日 ～ 平成30年5月18日	783,054	791,694	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定による随意 契約。 基幹業務システムを使用した一連の業務委託であるため、当該保 守業者と契約した。
24	国保年金課	京都市上京区千本通元誓願寺上 る南辻町369番地の3 株式会社ケーケーシー情報シス テム 代表取締役社長 松下 直弘	平成30年度後期高齢者健康 診査受診券等印刷発送業務 委託	役務	後期高齢者健康診査受診券 等印刷発送業務委託	平成30年5月8日 ～ 平成30年5月18日	543,855	544,924	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定による随意 契約。 基幹業務システムを使用した一連の業務委託であるため、当該保 守業者と契約した。
25	国保年金課	広島市西区草津新町1-21-35 広島ミクスビル 株式会社データホライゾン 代表取締役 内海 良夫	平成30年度糖尿病性腎症重 症化予防事業業務委託	役務	糖尿病性腎症等重症化予防 指導業務	平成30年5月28日 ～ 平成31年3月31日	単価契約	1,404,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定による随意契 約。 本業務については、対象者に専門職の指導により症状の状態を維 持させることを目的とするため、専門知識及び業務実績のある業 者と契約した。

平成30年度 随意契約結果<市民部>

（平成31年3月31日現在）

番号	担当課	契約の相手方 (住所、会社名、代表者)	契約の名称（工事・ 業務名等）及び番号	種 別	概要 (工事・業務等概要)	工期又は履行等期限	契約金額	予定価格	随意契約とした理由及び 契約の相手方の選定理由
26	国保年金課	国民健康保険山城病院組合（管理者 河井規子，木津川市木津駅前1丁目27番地）、京都第一赤十字病院（院長 池田栄人，京都市東山区本町15丁目749番地）、京都第二赤十字病院（院長 小林裕，京都市上京区釜座通丸太町上ル春帯町355-5）、医療法人社団蘇生会 蘇生会総合病院（理事長 津田永明，京都市伏見区下鳥羽広長町101番地）、医療法人啓信会 京都さづ川病院（院長 中川雅生，城陽市平川西六反26-1）、医療法人社団石錠会 田辺中央病院（理事長 石丸庸介，京田辺市田辺中央6丁目1番地6）、医療法人社団医聖会 学研都市病院（理事長 真鍋由美，相楽郡精華町精華台7丁目4-1）、医療法人徳洲会 宇治徳洲会病院（院長 末吉敦，宇治市榎島町石橋145番）、医療法人新生会 総合病院高の原中央病院（理事長 斎藤正幸，奈良市右京1丁目3-3）、医療法人財団 康生会（理事長 武田隆司，京都市下京区塩小路通西洞院東入東塩小路町841-5）	平成30年度後期高齢者総合健康診断業務委託	役務	人間ドック，脳ドック及び併用ドックの健診業務	平成30年4月16日 ～ 平成31年3月31日	単価契約	21,794,000	地方自治法施行令167条の2第1項第2号の規定による随意契約。 人間ドック等健診業務について、病院でしか行うことができないため、市と契約可能な病院と契約した。
27	国保年金課	国民健康保険山城病院組合（管理者 河井規子，木津川市木津駅前1丁目27番地）、京都第一赤十字病院（院長 池田栄人，京都市東山区本町15丁目749番地）、京都第二赤十字病院（院長 小林裕，京都市上京区釜座通丸太町上ル春帯町355-5）、医療法人社団蘇生会 蘇生会総合病院（理事長 津田永明，京都市伏見区下鳥羽広長町101番地）、医療法人啓信会 京都さづ川病院（院長 中川雅生，城陽市平川西六反26-1）、医療法人社団石錠会 田辺中央病院（理事長 石丸庸介，京田辺市田辺中央6丁目1番地6）、医療法人社団医聖会 学研都市病院（理事長 真鍋由美，相楽郡精華町精華台7丁目4-1）、医療法人徳洲会 宇治徳洲会病院（院長 末吉敦，宇治市榎島町石橋145番）、医療法人新生会 総合病院高の原中央病院（理事長 斎藤正幸，奈良市右京1丁目3-3）、医療法人財団 康生会（理事長 武田隆司，京都市下京区塩小路通西洞院東入東塩小路町841-5）	平成30年度木津川市国民健康保険総合健康診断業務委託	役務	人間ドック，人間・脳併用ドックの健診業務	平成30年4月16日 ～ 平成31年3月31日	単価契約	65,814,200	地方自治法施行令167条の2第1項第2号の規定による随意契約。 人間ドック等健診業務について、病院でしか行うことができないため、市と契約可能な病院と契約した。

## 平成30年度 随意契約結果&lt;市民部&gt;

(平成31年3月31日現在)

番号	担当課	契約の相手方 (住所、会社名、代表者)	契約の名称(工事・ 業務名等)及び番号	種 別	概要 (工事・業務等概要)	工期又は履行等期限	契約金額	予定価格	随意契約とした理由及び 契約の相手方の選定理由
28	国保年金課	市町村基幹業務支援システム開発共同企業体 (代表企業) 京都市上京区千本通元誓願寺上る南辻町369番地の3 株式会社ケーケーシー情報システム 代表取締役社長 松下 直弘  京都府自治体情報化推進協議会 (会長 汐見明男, 京都市上京区西洞院通下立売上ル西大路町149番地の1)	平成30年度高額療養費制度の見直しに伴う市町村基幹業務支援システム(老人医療システム)改修業務委託	役務	平成30年度高額療養費制度の見直しに伴う市町村基幹業務支援システム(老人医療システム)の改修業務	平成30年5月21日 ～ 平成30年7月31日	731,700	731,700	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定による随意契約。 既存システム導入及び保守業者であり、システムの構成、条件等を熟知していることから業務を円滑かつ効率的に実施できると判断し契約した。
29	国保年金課	一般社団法人京都府医師会(会長 松井 道宣, 京都市中京区西ノ京東梅尾町6)  一般社団法人相楽医師会(会長 藤村 聡, 相楽郡精華町大字乾谷小字金堀3番地の2 JA京都やましろ山田荘事務所2階)	平成30年度後期高齢者健康診査業務委託	役務	後期高齢者医療の健康診査業務	平成30年6月1日 ～ 平成31年3月31日	単価契約	28,472,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定による随意契約。 健康診査について、市内医療機関での個別健診として統一的に実施するため、京都府医師会及び相楽医師会との契約を行った。
30	国保年金課	一般社団法人京都府医師会(会長 松井 道宣, 京都市中京区西ノ京東梅尾町6)  一般社団法人相楽医師会(会長 藤村 聡, 相楽郡精華町大字乾谷小字金堀3番地の2 JA京都やましろ山田荘事務所2階)	平成30年度特定健康診査業務委託	役務	国民健康保険の特定健康診査業務	平成30年6月1日 ～ 平成31年3月31日	単価契約	33,028,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定による随意契約。 特定健康診査について、市内医療機関での個別健診として統一的に実施するため、京都府医師会及び相楽医師会との契約を行った。
31	国保年金課	市町村基幹業務支援システム開発共同企業体 (代表企業) 京都市上京区千本通元誓願寺上る南辻町369番地の3 株式会社ケーケーシー情報システム 代表取締役社長 松下 直弘  京都府自治体情報化推進協議会 (会長 汐見明男, 京都市上京区西洞院通下立売上ル西大路町149番地の1)	高額療養費制度の見直しに伴う市町村基幹業務支援システム(国民健康保険システム)改修業務委託	役務	高額療養費制度の見直しに伴う市町村基幹業務支援システム(国民健康保険システム)の改修業務	平成30年6月1日 ～ 平成30年7月31日	1,028,700	1,078,380	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定による随意契約。 既存システム導入及び保守業者であり、システムの構成、条件等を熟知していることから業務を円滑かつ効率的に実施できると判断し契約した。
32	国保年金課	京都市中京区烏丸通二条上ル蒔絵屋町260 京都電子計算株式会社 代表取締役社長 山本 忠道	福祉医療受給者証の一斉更新対応業務委託	役務	福祉医療受給者証の一斉更新対応業務	平成30年6月5日 ～ 平成30年7月31日	単価契約	1,141,560	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定による随意契約。 既存システムを使用した一連の業務委託であるため、当該保守業者と契約した。
33	国保年金課	京都市上京区千本通元誓願寺上る南辻町369番地の3 株式会社ケーケーシー情報システム 代表取締役社長 松下 直弘	平成30年度国民健康保険高齢受給者証等印刷発送業務委託	役務	国民健康保険高齢受給者証等印刷発送業務	平成30年6月8日 ～ 平成30年7月13日	605,388	647,811	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定による随意契約。 基幹業務システムを使用した一連の業務委託であるため、当該保守業者と契約した。

## 平成30年度 随意契約結果&lt;市民部&gt;

(平成31年3月31日現在)

番号	担当課	契約の相手方 (住所、会社名、代表者)	契約の名称(工事・ 業務名等)及び番号	種 別	概要 (工事・業務等概要)	工期又は履行等期限	契約金額	予定価格	随意契約とした理由及び 契約の相手方の選定理由
34	国保年金課	相楽郡精華町精華台9-2-4 フィットネスクラブピノスけい はんな 店長 喜多 一也	木津川市国民健康保険健康運 動教室事業業務委託	役務	国民健康保険被保険者に対し 実施する健康運動教室事業の 業務委託	平成30年7月26日 ～ 平成31年3月29日	477,360	534,600	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定による随意 契約。 必要とする施設、設備等を有するとともに、過去の関連業務受託 実績を踏まえ契約した。
35	国保年金課	市町村基幹業務支援システム開 発共同企業体 (代表企業) 京都市上京区千本通元誓願寺上 る南辻町369番地の3 株式会社ケーケーシー情報シス テム 代表取締役社長 松下 直弘  京都府自治体情報化推進協議会 (会長 汐見明男, 京都市上京 区西洞院通下立売上ル西大路町 149番地の1)	次期国保総合システム稼働に 伴う提供電子帳票の仕様変更 等に係る市町村基幹業務支援 システム(福祉医療システ ム)改修業務委託	役務	次期国保総合システム稼働に 伴う提供電子帳票の仕様変更 等に係る市町村基幹業務支援 システム(福祉医療システ ム)の改修業務	平成30年8月13日 ～ 平成30年9月3日	173,340	173,340	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定による随意 契約。 既存システム導入及び保守業者であり、システムの構成、条件等 を熟知していることから業務を円滑かつ効率的に実施できると判 断し契約した。
36	国保年金課	木津川市加茂町北舟屋19 相楽薬剤師会 会長 藤本 和子	健康教育事業における血液検 体測定業務	役務	健康教育事業における血液検 体測定業務	平成30年11月2日 ～ 平成31年3月31日	単価契約	216,486	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定による随意 契約。 有資格者にしか実施できない血液検体測定について、木津川市国 民健康保険が実施する健康教育事業を過去から共催するとともに 血液検体測定の実施実績を踏まえ契約した。
37	国保年金課	京都市上京区千本通元誓願寺上 る南辻町369番地の3 株式会社ケーケーシー情報シス テム 代表取締役社長 松下 直弘	国民健康保険納税証明書等印 刷発送業務	役務	国民健康保険納税証明書等印 刷発送業務	平成30年11月27日 ～ 平成31年1月25日	391,662	400,302	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定による随意 契約。 基幹業務システムを使用した一連の業務委託であるため、当該保 守業者と契約した。
38	国保年金課	京都市伏見区淀木津町612-12 医療法人社団 淀さんせん会 金井病院	国民健康保険特定保健指導事 業業務委託	役務	血液検査及び同検査結果等を 踏まえた保健指導業務	平成31年1月4日 ～ 平成31年3月31日	単価契約	767,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定による随意 契約。 市への指名業者登録がないため、近隣で特定保健指導の実績を踏 まえ契約した。
39	国保年金課	京都市上京区千本通元誓願寺上 る南辻町369番地の3 株式会社ケーケーシー情報シス テム 代表取締役社長 松下 直弘	コクホ・ライン法改正対応業 務委託	役務	コクホ・ライン法改正対応業 務	平成30年12月19日 ～ 平成30年12月28日	270,000	540,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定による随意 契約。 既存システム導入及び保守業者でシステムの構成、条件等を熟知 していることから業務を円滑かつ効率的に実施できると判断し契 約した。
40	国保年金課	広島市西区草津新町1-21-35 広島ミクスビル 株式会社データホライゾン 代表取締役 内海 良夫	平成30年度服薬情報通知業務 委託	役務	服薬情報通知業務	平成31年2月1日 ～ 平成31年3月31日	単価契約	842,400	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定による随意 契約。 既に実施している後発医薬品差額通知事業にて蓄積・分析された レセプトデータを使用のため、専門知識及び業務実績のある業者 と契約した。



## 平成30年度 随意契約結果&lt;市民部&gt;

(平成31年3月31日現在)

番号	担当課	契約の相手方 (住所、会社名、代表者)	契約の名称(工事・ 業務名等)及び番号	種 別	概要 (工事・業務等概要)	工期又は履行等期限	契約金額	予定価格	随意契約とした理由及び 契約の相手方の選定理由
41	国保年金課	市町村基幹業務支援システム開発共同企業体 (代表企業) 京都市上京区千本通元誓願寺上る南辻町369番地の3 株式会社ケーケーシー情報システム 代表取締役社長 松下 直弘  京都府自治体情報化推進協議会 (会長 汐見明男, 京都市上京区西洞院通下立売上ル西大路町149番地の1)	平成31年度の保険料軽減特例の見直しに伴う市町村基幹業務支援システム(後期高齢者医療システム)改修業務委託	役務	平成31年度の保険料軽減特例の見直しに伴う市町村基幹業務支援システム(後期高齢者医療システム)改修業務	平成31年2月1日 ～ 平成31年2月28日	304,020	304,020	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定による随意契約。 既存システム導入及び保守業者であり、システムの構成、条件等を熟知していることから業務を円滑かつ効率的に実施できると判断し契約した。
42	国保年金課	市町村基幹業務支援システム開発共同企業体 (代表企業) 京都市上京区千本通元誓願寺上る南辻町369番地の3 株式会社ケーケーシー情報システム 代表取締役社長 松下 直弘  京都府自治体情報化推進協議会 (会長 汐見明男, 京都市上京区西洞院通下立売上ル西大路町149番地の1)	児童扶養手当制度改正に伴うひとり親家庭医療費助成事業の対応に係る市町村基幹業務支援システム(福祉医療システム)改修業務委託	役務	児童扶養手当制度改正に伴うひとり親家庭医療費助成事業の対応に係る市町村基幹業務支援システム(福祉医療システム)改修業務	平成31年2月8日 ～ 平成31年3月25日	332,100	332,100	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定による随意契約。 既存システム導入及び保守業者であり、システムの構成、条件等を熟知していることから業務を円滑かつ効率的に実施できると判断し契約した。
43	国保年金課	京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8 京都三井ビルディング 日本電気株式会社 京都支社長 前田 英彦	京都府後期高齢者医療電算処理システム窓口端末等導入業務委託	役務	京都府後期高齢者医療電算処理システム窓口端末等導入業務	平成31年2月8日 ～ 平成31年2月28日	372,600	765,342	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定による随意契約。 既存システム導入及び保守業者であり、システムの構成、条件等を熟知していることから業務を円滑かつ効率的に実施できると判断し契約した。
44	国保年金課	市町村基幹業務支援システム開発共同企業体 (代表企業) 京都市上京区千本通元誓願寺上る南辻町369番地の3 株式会社ケーケーシー情報システム 代表取締役社長 松下 直弘  京都府自治体情報化推進協議会 (会長 汐見明男, 京都市上京区西洞院通下立売上ル西大路町149番地の1)	国民年金法に基づく処理結果一覧表の電子媒体化に係る市町村基幹業務支援システム(国民年金システム)改修業務委託	役務	国民年金法に基づく処理結果一覧表の電子媒体化に係る市町村基幹業務支援システム(国民年金システム)改修業務	平成31年2月15日 ～ 平成31年3月20日	252,180	252,180	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定による随意契約。 既存システム導入及び保守業者であり、システムの構成、条件等を熟知していることから業務を円滑かつ効率的に実施できると判断し契約した。

平成30年度 随意契約結果<市民部>

（平成31年3月31日現在）

番号	担当課	契約の相手方 (住所、会社名、代表者)	契約の名称（工事・ 業務名等）及び番号	種 別	概要 (工事・業務等概要)	工期又は履行等期限	契約金額	予定価格	随意契約とした理由及び 契約の相手方の選定理由
45	国保年金課 (75-1214)	京都市上京区千本通元誓願寺上 る南辻町369番地の3 株式会社ケーケーシー情報シス テム 代表取締役社長 松下 直弘	国保都道府県化に伴う健康か るて資格連携変更に伴う基幹 業務支援システム（国保）改 修委託業務	役務委託	国保都道府県化に伴う健康か るて資格連携変更に伴う基幹 業務支援システム（国保）改 修業務	平成31年3月25日 ～ 平成31年3月31日	129,600	129,600	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定による随意 契約。 既存システム導入及び保守業者でシステムの構成、条件等を熟知 していることから業務を円滑かつ効率的に実施できると判断し契 約した。
46	まち美化推進課	京都府木津川市山城町上狛鍵垣 外2番地3 庄司圭祐（株） 代表取締役 庄司 和義	燃やすごみ収集運搬業務 (木津地域一部及び山城地 域)他2業務	役務	可燃ごみ収集運搬業務 古紙類収集運搬業務	平成30年4月2日 ～ 平成31年3月31日	106,102,224	130,758,840	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定による随意契約。 業者選定については、廃棄物処理法施行令第4条に基づく一般廃 棄物の収集、運搬の基準に適合している業者。
47	まち美化推進課	京都府木津川市木津西垣外2番 地2 (株)ヤマダ 代表取締役 山田 實	燃やすごみ収集運搬業務及 び特別収集業務（木津地域 の一部）	役務	可燃ごみ収集運搬業務	平成30年4月2日 ～ 平成31年3月31日	59,389,200	69,425,640	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定による随意契約。 業者選定については、廃棄物処理法施行令第4条に基づく一般廃 棄物の収集、運搬の基準に適合している業者。
48	まち美化推進課	京都府木津川市加茂町里新戸64 番地2 (株)片岡環境 代表取締役 鎌田 啓代	燃やすごみ収集運搬業務及 び特別収集業務（加茂地 域）	役務	可燃ごみ収集運搬業務	平成30年4月2日 ～ 平成31年3月31日	75,897,648	85,499,280	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定による随意契約。 業者選定については、廃棄物処理法施行令第4条に基づく一般廃 棄物の収集、運搬の基準に適合している業者。
49	まち美化推進課	京都府木津川市山城町上狛西明 官1番地1 (株)南京都清掃社 代表取締役 柳 毅男	一般廃棄物（燃やすごみ以 外）収集運搬業務（木津地 域及び加茂地域の一部）	役務	不燃ごみ収集運搬業務	平成30年4月2日 ～ 平成31年3月31日	125,836,416	173,076,480	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定による随意契約。 業者選定については、廃棄物処理法施行令第4条に基づく一般廃 棄物の収集、運搬の基準に適合している業者。
50	まち美化推進課	京都府木津川市加茂町北岡田ノ 庄9番地1 (株)大芳 代表取締役 小西 祥子	一般廃棄物（燃やすごみ以 外）収集運搬業務（加茂地 域の一部）	役務	不燃ごみ収集運搬業務	平成30年4月2日 ～ 平成31年3月31日	31,965,840	42,951,600	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定による随意契約。 業者選定については、廃棄物処理法施行令第4条に基づく一般廃 棄物の収集、運搬の基準に適合している業者。
51	まち美化推進課	京都府相楽郡精華町大字下狛小 字大路23番地21 高井商店（株） 代表取締役 高井 光洙	一般廃棄物（燃やすごみ以 外）収集運搬業務（山城地 域）	役務	不燃ごみ収集運搬業務	平成30年4月2日 ～ 平成31年3月31日	28,596,240	42,542,280	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定による随意契約。 業者選定については、廃棄物処理法施行令第4条に基づく一般廃 棄物の収集、運搬の基準に適合している業者。
52	まち美化推進課	京都府木津川市木津西垣外2番 地2 (株)ヤマダ 代表取締役 山田 實	燃やすごみ収集運搬業務及 び特別収集業務（城山台A 街区）	役務	可燃ごみ収集運搬業務	平成30年4月2日 ～ 平成31年3月31日	8,591,400	8,591,400	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定による随意契約。 業者選定については、廃棄物処理法施行令第4条に基づく一般廃 棄物の収集、運搬の基準に適合している業者。
53	まち美化推進課	京都府木津川市加茂町里新戸64 番地2 (株)片岡環境 代表取締役 鎌田 啓代	燃やすごみ収集運搬業務及 び特別収集業務（城山台B 街区）	役務	可燃ごみ収集運搬業務	平成30年4月2日 ～ 平成31年3月31日	8,748,000	8,748,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定による随意契約。 業者選定については、廃棄物処理法施行令第4条に基づく一般廃 棄物の収集、運搬の基準に適合している業者。
54	まち美化推進課	京都府相楽郡精華町大字下狛小 字大路23番地21 高井商店（株） 代表取締役 高井 光洙	一般廃棄物（燃やすごみ以 外）収集運搬業務（城山台 A街区）	役務	不燃ごみ収集運搬業務	平成30年4月2日 ～ 平成31年3月31日	3,921,478	4,140,396	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定による随意契約。 業者選定については、廃棄物処理法施行令第4条に基づく一般廃 棄物の収集、運搬の基準に適合している業者。



## 平成30年度 随意契約結果&lt;市民部&gt;

(平成31年3月31日現在)

番号	担当課	契約の相手方 (住所、会社名、代表者)	契約の名称(工事・ 業務名等)及び番号	種 別	概要 (工事・業務等概要)	工期又は履行等期限	契約金額	予定価格	随意契約とした理由及び 契約の相手方の選定理由
55	まち美化推進課	京都府木津川市加茂町北岡田ノ 庄9番地1 (株)大芳 代表取締役 小西 祥子	一般廃棄物(燃やすごみ以 外)収集運搬業務(城山台 B街区)	役務	不燃ごみ収集運搬業務	平成30年4月2日 ～ 平成31年3月31日	8,227,501	8,609,760	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定による随意契約。 業者選定については、廃棄物処理法施行令第4条に基づく一般廃 棄物の収集、運搬の基準に適合している業者。
56	まち美化推進課	三重県伊賀市予野字鉢屋4713番 地 三重中央開発(株) 代表取締役 金子 文雄	可燃ごみ処分業務	役務	可燃ごみ処分業務	平成30年4月2日 ～ 平成31年3月31日	可燃物処理業 務 32円/kg	42,122,880	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定による随意契約。 業者選定については、廃棄物処理法施行令第4条に基づく一般廃 棄物の収集、運搬の基準に適合している業者。
57	まち美化推進課	京都府木津川市山城町上狛西明 官1番地1 (株)南京都清掃社 代表取締役 柳 毅男	不燃ごみ等中間処理業務 (木津地域及び加茂地域の 一部)	役務	不燃ごみ等中間処理業務	平成30年4月2日 ～ 平成31年3月31日	燃やさないご み 33円/kg 粗大ごみ 24 円/kg ビニール・プラスチ ックごみ 20円 /kg ビニール・プラスチ ック製容器包装 30円/kg ペットボトル 25円/kg 固形燃料化処 理 28.7円/kg	100,218,932	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定による随意契約。 業者選定については、廃棄物処理法施行令第4条に基づく一般廃 棄物の収集、運搬の基準に適合している業者。
58	まち美化推進課	三重県伊賀市予野字鉢屋4713番 地 三重中央開発(株) 代表取締役 金子 文雄	不燃ごみ等中間処理業務 (加茂地域の一部)	役務	不燃ごみ等中間処理業務	平成30年4月2日 ～ 平成31年3月31日	廃プラ処理業 務 40円/kg 粗大ごみ処理 業務 38円/kg (木津川市加 茂地域分以 外) 粗大ごみ処理 業務 39.5円 /kg(木津川市 加茂地域分) 分別ごみ残渣 処理業務 25 円/kg	46,558,367	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定による随意契約。 業者選定については、廃棄物処理法施行令第4条に基づく一般廃 棄物の収集、運搬の基準に適合している業者。
59	まち美化推進課	京都府相楽郡精華町大字下狛小 字大路23番地21 高井商店(株) 代表取締役 高井 光洙	不燃ごみ等中間処理業務 (山城地域)	役務	不燃ごみ等中間処理業務	平成30年4月2日 ～ 平成31年3月31日	燃やさないご み 33円/kg 粗大ごみ 24 円/kg ビニール・プラスチ ックごみ 20円 /kg ビニール・プラスチ ック製容器包装 30円/kg ペットボトル 25円/kg	11,315,878	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定による随意契約。 業者選定については、廃棄物処理法施行令第4条に基づく一般廃 棄物の収集、運搬の基準に適合している業者。
60	まち美化推進課	京都府京都市下京区西七条掛越 町65 公益社団法人 京都府獣医師会 会長理事 清水 弘司	狂犬病予防注射済票引渡し 業務	役務	狂犬病予防注射済票の引渡 し業務	平成30年4月1日 ～ 平成31年3月31日	単価契約 300円/件	660,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定による随意契約。 契約先は、狂犬病予防注射を実施する府内動物病院を統括する (公社)京都府獣医師会とした。

## 平成30年度 随意契約結果&lt;市民部&gt;

(平成31年3月31日現在)

番号	担当課	契約の相手方 (住所、会社名、代表者)	契約の名称（工事・ 業務名等）及び番号	種 別	概要 (工事・業務等概要)	工期又は履行等期限	契約金額	予定価格	随意契約とした理由及び 契約の相手方の選定理由
61	まち美化推進課	京都府木津川市山城町綺田山ノ 上40 中野建設 代表者 中野 梅一	桜台環境センター堰堤柵浚 渫等工事	土木工事	堰堤柵浚渫、不陸整正、及 び側溝、横断側溝、雨水柵 の土砂撤去	平成30年8月17日 ～ 平成30年9月30日	1,813,708	1,814,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号の規定による随意契約。 契約先は、山城地域における維持修繕工事業者であり、予定価格 の範囲内であったことから選定した。